

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

島田市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 13,706 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,550 千円		—	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15 % 管理職加算 8~25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20 % 管理職加算 20~25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20 % 管理職加算 10~25 %	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%	
退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	3,844 千円	26,041 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		40,907 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		531,272 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10.0 %	77 人	支給対象外地域 %

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		599,285 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		639,579 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		61.80 %	
手当の種類(手当数)		24	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
児童デイサービス業務手当	右記の業務に従事した職員	児童デイサービス業務	日額150円
保育所保育業務手当	園長、主任保育士、保育士	乳幼児の保育業務	日額100円
生活保護世帯訪問調査業務手当	右記の業務に従事した職員	精神障害者又は感染症患者を有する保護世帯訪問調査業務	日額100円
行旅病人等取扱作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人保護業務	1件1,500円
		行旅死亡人引取業務	1件3,000円
感染症防疫業務手当	右記の業務に従事した職員	感染症まん延防止のための消毒作業	日額500円
看護専門学校教務手当	看護専門学校に勤務する職員のうち教務に従事する職員	学生指導業務	月額7,000円
看護専門学校講師業務手当	右記の業務に従事した職員のうち看護専門学校教務手当の支給を受ける者を除く	講師業務	1時間30分の授業1回2,000円
			1時間30分未満の授業1回1,000円
ごみ収集等作業手当	右記の業務に従事した職員	ごみ収集作業	日額550円
し尿処理作業手当	右記の業務に従事した職員	し尿処理作業	日額650円
動物死体処理作業手当	右記の業務に従事した職員	動物の死体処理作業	1件300円
道路上作業手当	右記の業務に従事した職員	道路舗装及び補修等作業	日額550円
用地交渉手当	右記の業務に従事した職員	公共用地等の取得、補償等に伴う交渉業務	日額250円
幼稚園教育業務手当	園長、主任教諭、教諭	園児の保育業務	日額50円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命士として従事する救急業務	月額4,000円
救急業務手当	消防署に勤務する職員のうち救急業務に従事する職員	救急業務	午前6時から午後10時までの間に開始した業務1件200円
			午後10時から翌日の午前6時までの間に開始した業務1件300円
特別救助手当	救助隊員	人命救助	月額1,000円

診療手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	診察、治療等の業務	前々月中における入院収益及び外来収益の合計額から材料費、経費及び研究研修費の額を控除した額に100分の2を乗じて得た額を病院に常時勤務する医師及び歯科医師の数で除して得た額
分べん手当	右記の業務に従事した職員	診療時間以外の時間における分べん業務	1件20,000円
診療情報提供書等作成手当	右記の業務に従事した職員	診療情報提供書の作成業務	1通1,000円
		自動車損害賠償責任保険又は生命保険に係る診断書又は証明書の作成業務	1通500円
看護手当	部長、副部長、看護部長、副主任助産師、副主任看護師、助産師、看護師	看護業務	月額7,000円
	主任助産師、主任看護師		月額9,000円
業務手当	診療技術部(栄養指導室を除く。)又は薬剤部に勤務する職員で医療職給料表(二)の適用を受けるもの。	薬剤業務、診療放射線業務、病理検査業務、施術業務、歯科技工業務、歯科衛生業務、視能訓練業務、臨床工学業務、医療社会事業業務	月額4,500円
	薬剤部又は看護部に勤務する医療員	看護補助業務	月額3,000円
	診療技術部栄養指導室に勤務する職員並びに第一診療部、医療情報部、事務部、地域医療サービスセンター及び医療安全管理室に勤務する職員で事務職給料表の適用を受けるもの	病院業務	月額1,500円
特殊病棟看護手当	右記の業務に従事した職員	感染症病棟の看護等の業務	日額230円
		結核病棟、精神病棟の看護等の業務	月額1,500円
解剖手当	右記の業務に従事した職員(医師に限る。)	死体の解剖作業	1件4,000円
	右記の業務に従事した職員(医師を除く。)		1件2,000円
夜間看護手当	看護師長、主任助産師、主任看護師、副主任助産師、副主任看護師、助産師、看護師	勤務時間が深夜にわたる看護等の業務	深夜における勤務時間数により勤務1回2,200～7,600円
	管理者が従事者に準ずると認める職員		深夜における勤務時間数により勤務1回1,800～6,800円

## (5) 時間外勤務手当 (休日・夜間勤務手当含む。)

支給実績(平成22年度決算)	467,212 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	363 千円

## (6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 子、父母等(配偶者あり)6,500円 子、父母等(配偶者なし)11,000円 特定期間の子5,000円加算	同		158,235 千円	227,676 円
住居手当	●借家・借間 家賃23,300円以下 家賃額-12,000円 家賃23,300超 (家賃額-23,300円)×1/2+11,300円 上限 27,300円 ●自宅 4,300円	異	持家、借家の月額が異なる。	107,992 千円	129,486 円
通勤手当	●交通機関等利用者 定期券所有者 実費支給 最高限度額45,000円 コミュニティバス利用者 通勤25回分 (交代制勤務に従事する職員は、平均1月当たりの通勤所用回数分の運賃の額 ●交通用具利用者 片道2km未満(徒歩除く) 3,500円 片道2km以上4km未満 5,500円 片道4km以上6km未満 6,900円 片道6km以上8km未満 8,200円 片道8km以上10km未満 9,700円 片道10km以上12km未満 11,200円 片道12km以上15km未満 12,900円 片道15km以上19km未満 15,400円 片道19km以上24km未満 18,100円 片道24km以上30km未満 20,800円 片道30km以上 24,100円	異	自動車等により通勤している職員の距離及び額の区分が異なる。	135,283 千円	107,709 円
管理職手当	●本庁の部長 支給率18~20% ●本庁の課長 支給率15%以内 ●本庁の課長補佐 支給率8%以内	異	定額制をとっていない。	83,285 千円	514,108 円